

事例 1 三井製糖(株)による大日本明治製糖(株)の株式取得

第 1 当事会社

三井製糖株式会社（法人番号1010001034929）（以下「三井製糖」という。）及び大日本明治製糖株式会社（法人番号1010001049134）（以下「大日本明治製糖」という。）は、いずれも主に砂糖の製造販売業を営む会社である。

以下、三井製糖と既に結合関係が形成されている企業の集団を「三井製糖グループ」といい、大日本明治製糖と既に結合関係が形成されている企業の集団を「大日本明治製糖グループ」という。また、三井製糖グループ及び大日本明治製糖グループを併せて「当事会社グループ」という。

第 2 本件の概要及び関係法条

本件は、三井製糖が、大日本明治製糖の株式に係る議決権の全部を取得すること（以下「本件行為¹」という。）を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第 10 条である。

なお、当事会社グループが製造販売する商品等の間で競合又は取引関係にあるものは多数存在するところ、これらについて検討したもののうち、以下は、競争に与える影響が比較的大きいと考えられた分蜜糖（加工糖以外）の製造販売業の水平型企業結合について詳述したものである。

第 3 商品の概要等

1 砂糖の概要

砂糖は、さとうきび又はてん菜²を原材料として製造される甘味料であり、食品・菓子、飲料等の製造に用いられており、分蜜糖と含蜜糖に大別される。

分蜜糖は、原材料から抽出した糖液を煮詰めたものを遠心分離によって結晶である原料糖と蜜に分け、原料糖の結晶化を更に繰り返すことなどによって製造される。一方、含蜜糖は、結晶と蜜を分けずに、原材料から抽出した糖液をそのまま煮詰めるなどして製造される。一般的には、分蜜糖は白色³、含蜜糖は茶褐色であり、含蜜糖は分蜜糖に比べて独特の風味を有する。

2 原料糖の概要

¹ 本件は、本件行為と同時に、三菱商事株式会社（法人番号 5010001008771）が三井製糖の株式に係る議決権の 20% を超えて取得することを計画したものであったことから、三井製糖と既に結合関係が形成されている三井物産株式会社（法人番号 1010001008767）と大日本明治製糖と既に結合関係が形成されている三菱商事株式会社との間で三井製糖を通じた間接的な結合関係が生じ得るという観点からも本件行為と併せて検討を行った。

² 国内では北海道で栽培されるヒユ科の植物であり、根の部分に糖分を蓄積する。

³ 一部の種類で黄褐色のものが存在する。

原料糖は、さとうきび又はてん菜の糖液を結晶化させたものであり、これを原材料として分蜜糖が製造される。分蜜糖の製造販売業者は、分蜜糖の製造に必要な原料糖を、国内の原料糖の製造販売業者から調達又は海外から輸入しているところ、国内で使用される原料糖は、海外からの輸入が大部分を占めている。

3 糖価調整制度の概要

我が国では、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（昭和四十年法律第百九号）（以下「糖価調整法」という。）に基づき、さとうきび及びてん菜や、これらを原材料とする国内産の原料糖の製造事業、さらに国内産の原料糖と輸入原料糖を原材料とする分蜜糖製造事業が成り立つようにし、砂糖の安定供給を確保していく仕組みが採られている。具体的には、国は、糖価調整法に基づき、原料糖を輸入する分蜜糖の製造販売業者から調整金を徴収することにより、輸入原料糖の価格を引き上げる一方、国内産の原料糖の製造販売業者に対し当該調整金等を原資とした交付金を交付することにより国内産の原料糖の価格を引き下げるとともに、原料糖の輸入数量の調整を行っている⁴。

第4 一定の取引分野

1 商品範囲

分蜜糖と含蜜糖とでは、価格が大きく異なること、分蜜糖が白色であるのに対し、含蜜糖は茶褐色であり独特の風味を有することから、砂糖の主な需要者である食品・菓子、飲料メーカー等は両製品を、価格や色、風味等の特徴に応じて一定程度使い分けており、両製品の間の需要の代替性は限定的である。また、前記第3の1のとおり、両製品の製造工程が異なり、これに伴って製造設備も異なるところ、大量生産を前提とする分蜜糖の製造には大規模な設備が必要であること、含蜜糖はさとうきびの生産地近くで製造することがほとんどであること⁵から、両製品の製造を切り替えることは容易ではなく、分蜜糖と含蜜糖とでは供給者の顔ぶれが異なっている。したがって、両製品の間に供給の代替性は認められない。

さらに、分蜜糖の中には、分蜜糖を特定の用途に適した形状（角砂糖、粉砂糖、氷砂糖等）に加工した加工糖があるものの、加工糖と加工糖以外に分蜜糖とでは、価格が大きく異なること、加工糖は特定の用途に用いられるものであることから、加工糖以外に分蜜糖とは使い分けられており、両製品の

⁴ 調整金の徴収業務等は、国の行政機関が所管する独立行政法人が行っている。

⁵ 収穫後のさとうきびは長期間の保存が難しく、収穫後直ちに含蜜糖又は原料糖に加工する必要がある。

間における需要の代替性は限定的である。また、加工糖と比べて、加工糖以外の分蜜糖の製造には大量生産を前提とする大規模な設備が必要であること、加工糖を製造する事業者は分蜜糖を購入して特定の形状に加工するための設備により加工していることから、加工糖と加工糖以外の分蜜糖の製造を切り替えることは容易ではなく、加工糖と加工糖以外の分蜜糖とでは供給者の顔ぶれが異なっている。したがって、両製品の間には供給の代替性は認められない。

以上のことから、「分蜜糖（加工糖以外）」、「加工糖」及び「含蜜糖」はそれぞれ異なる商品範囲を構成するものとして画定し検討したところ、以下、商品範囲を「分蜜糖（加工糖以外）」として画定したものについて詳述する。

なお、砂糖以外の甘味料（異性化糖⁶、加糖調製品⁷等）は、原材料、製造工程、製造設備等が分蜜糖（加工糖以外）と全く異なり、供給の代替性が認められないことから、分蜜糖（加工糖以外）とは別の商品範囲に属する。もっとも、これらの甘味料は、分蜜糖（加工糖以外）の代替品として使用されており、分蜜糖よりも安価であることから、需要の代替性が一定程度認められるため、後記第5の4において、分蜜糖（加工糖以外）の隣接市場として検討した。

2 地理的範囲

分蜜糖（加工糖以外）は、常温で保存することが可能であることに加え、賞味期限がなく、地域によって価格が異なるといった事情は認められない。また、当事会社グループ及び競争事業者は、日本全国において販売を行っており、需要者も、分蜜糖（加工糖以外）の製造販売業者を地理的に区別することなく分蜜糖（加工糖以外）を調達している。

以上のことから、地理的範囲を「日本全国」として画定した。

第5 本件行為が競争に与える影響

当事会社グループは、いずれも分蜜糖（加工糖以外）の製造販売業を営んでいることから、本件行為は、分蜜糖（加工糖以外）の製造販売業における水平型企業結合に該当する。

1 当事会社グループの地位及び競争事業者の状況

⁶ とうもろこし等から生成されたでん粉を加水分解して得られた糖を異性化して製造される糖化製品であり、飲料、調味料等の製造に使用される。

⁷ 砂糖と、ココアや粉乳等の砂糖以外の食品素材とを混ぜ合わせたものであり、主に韓国、中国、シンガポール等から輸入され、食品・菓子、飲料等の製造に使用される。

分蜜糖(加工糖以外)の市場シェアは下表のとおりであり、HHIは約1,900、HHIの増分は約600であることから、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成30年度における分蜜糖（加工糖以外）の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	三井製糖グループ	約25%
2	A社	約15%
3	大日本明治製糖グループ	約10%
4	B社	約10%
5	C社	約10%
6	D社	約5%
7	E社	約5%
8	F社	0-5%
9	G社	0-5%
10	H社	0-5%
	その他	0-5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約35%・第1位		

本件行為後における当事会社グループの市場シェアは約35%（第1位）となるが、有力な競争事業者として市場シェア約15%のA社、市場シェア約10%のB社及びC社が存在する。

分蜜糖（加工糖以外）は、単一の原材料の結晶化を繰り返すという製造方法上、製造販売業者による品質差は生じにくく、各社が製造する分蜜糖（加工糖以外）は同質である。

供給余力について、競争事業者の分蜜糖（加工糖以外）の生産設備には十分な供給余力がある。もっとも、当事会社グループ及び競争事業者は、分蜜糖（加工糖以外）の原材料である原料糖の多くを輸入により調達しているところ、国が定めて各事業者に通知する輸入原料糖の数量（以下「通知数量」という。）は、各社の生産能力を下回っており、原料糖を追加で調達できない限り、生産設備の供給余力を活用して供給量を増やすことは難しい状況にある。また、原料糖を追加で調達するために通知数量を超えて原料糖を輸入する場合には追加の調整金が徴収されるため⁸、原料糖の輸入量を増加さ

⁸ 各事業者が、自社の通知数量の範囲内で輸入する場合にも調整金が徴収されるが、通知数量を超えて原料糖を輸入する場合には、更に追加の調整金が徴収される。

せるには制約がある。しかしながら、競争事業者からのヒアリングによると、調整金を納付することにより原料糖の輸入量を一定程度増やすことは可能であり、実際に複数の競争事業者が、調整金を納付することにより通知数量を超えて原料糖を輸入した実績を有する。

以上のことから、競争事業者からの競争圧力が一定程度認められる。

2 輸入

分蜜糖（加工糖以外）を輸入する場合に要する関税等の輸入コストは、原料糖や加糖調製品と比べて高水準となっており、輸入は極めて限られていることから、輸入圧力は認められない。

3 参入

分蜜糖（加工糖以外）の需要は長期的に減少傾向にある上、分蜜糖（加工糖以外）の製造には前記第4の1のとおり、大規模な設備が必要であり、新規参入は困難であることから、参入圧力は認められない。

4 隣接市場からの競争圧力

砂糖のうち、含蜜糖及び加工糖は、前記第4の1のとおり、いずれも分蜜糖（加工糖以外）とは使い分けの程度及び価格差が大きいことなどから、分蜜糖（加工糖以外）の代替品として用いられることはほとんどない。一方で、砂糖以外にも多様な甘味料が存在しているところ、分蜜糖（加工糖以外）の代替品としては、特に異性化糖及び加糖調製品が用いられている。

異性化糖は、果糖を含む糖化製品であり、飲料、調味料等の製造に使用されている。

加糖調製品は、砂糖と、ココア、粉乳等の砂糖以外の食品素材とを混ぜ合わせたもので、砂糖を原材料としていることから、砂糖との同質性が高く、食品・菓子、飲料等、幅広い範囲の製品の製造に使用されている。加糖調製品は、主に海外で製造されているところ、加糖調製品を輸入する場合に要する関税等の輸入コストは、砂糖より低水準であることから、加糖調製品の輸入は広く行われている。

分蜜糖（加工糖以外）の主な需要者である食品・菓子、飲料メーカー等は、製造原価の低減等を目的として、幅広い範囲の製品において、分蜜糖（加工糖以外）よりも安価である異性化糖、加糖調製品等をその代替品として積極的に用いており、低価格を理由に分蜜糖（加工糖以外）から異性化糖、加糖調製品等への切替えが行われている。実際に、国内の分蜜糖（加工糖以外）の消費量は長期的に減少傾向にある一方、異性化糖の消費量及び加糖調製品の輸入量は増加傾向にあることから、分蜜糖（加工糖以外）から、主に価

格面での優位性から異性化糖、加糖調製品等への切替えが進んでいる。また、一部の需要者は、分蜜糖（加工糖以外）が値上がりした場合には、分蜜糖（加工糖以外）から異性化糖、加糖調製品等への切替えを積極的に行うとしている。

以上のことから、隣接市場からの競争圧力が認められる。

5 需要者からの競争圧力

分蜜糖（加工糖以外）は、単一の原材料の結晶化を繰り返すという製造方法上、製造販売業者による品質差が生じにくい。需要者からのアンケートにおいても、製造販売業者による品質の差はないことから、需要者は、価格競争力を維持するために、複数の分蜜糖（加工糖以外）の製造販売業者からの提示価格に応じて、各社からの購入数量の割合を変動させたり、調達先を切り替えたりすることによって、分蜜糖（加工糖以外）の調達価格の低減を図っている状況が認められた。また、一般消費者の低甘味嗜好の影響等により、国内の分蜜糖（加工糖以外）の消費量は長期的に減少傾向にある。

以上のことから、需要者からの競争圧力が一定程度認められる。

6 小括

以上のことから、競争事業者からの競争圧力が一定程度認められること、隣接市場からの競争圧力が認められること及び需要者からの競争圧力が一定程度認められることから、本件行為により、当事会社グループの単独行動又は競争事業者との協調的行動により、分蜜糖（加工糖以外）の製造販売業における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

第6 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。